

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
及び関係省令等の施行について（周知依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省より会員への周知依頼が参りましたので、お知らせいたします。

本年 4 月 1 日以降、各事業主の女性活躍の推進に関する取り組みや義務、職場におけるハラスメント対策に関する義務などが強化されます。一例として「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常用労働者 101 人以上の事業主まで拡大）」や、「パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）」などが掲げられています。

詳しくは添付の資料、および下記の情報サイト等をご確認いただき、会員各位におかれても適切なご対応方、よろしく願いいたします。 敬具

記

【関連情報】

○厚生労働省「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

※資料ダウンロードコーナー：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/jinji/download/>

○事業所のパワーハラスメント対策に関する相談

都道府県労働局 雇用環境・均等部

※問い合わせ先一覧は、添付資料の「別添 3」をご参照ください。

以上

……………【本件に関する問い合わせ先】……………

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp